

公共事業労務費調査業務 仕様書

第1 調査の目的

調査は、公共事業の工事費積算に用いる公共工事設計労務単価を決定するための基礎資料として、公共事業等に従事した建設労働者に支払われた賃金を職種別に把握すること及び建設現場の施工体制の実態を把握することを目的とする。

第2 業務計画書の提出

受注者は、契約締結後14日（休日等を除く）以内に、調査に従事する技術者の体制、守秘すべき個人情報等の管理体制、調査票の審査体制及び調査結果の照査体制について記載した業務計画書（様式自由）を提出しなければならない。

第3 業務内容

1 打合せ等

打合せの回数は、下記の2回を予定している。

- ・業務着手時 1回
- ・中間打合せ 1回

2 一次審査等

(1) 調査準備

① 対象企業名簿等の取りまとめ

受注者は、調査対象業者（元請業者）から提出された対象企業名簿（別紙－1）等を取りまとめ、対象企業名簿受付簿（別紙－2）を作成する。

なお、作業量は次のとおり見込んでいる。

- ・工事件数 : 75件
- ・調査対象業者（元請業者） : 75社（工事件数）
- ・調査対象業者（下請業者） : 150社

※「別紙－1の取りまとめ及び別紙－2」の作成に必要な時間は工事1件当たり25分程度。また、工事件数は実績により設計変更の対象とする。

② 調査対象業者への調査案内

受注者は、調査対象業者（元請業者）から提出された対象企業名簿（別紙－1）に基づき、調査対象業者（元請業者及び下請業者）へ案内文を作成し、メール等で送付する。案内文に記載する内容は、発注者と協議のうえ、決定すること。

なお、作業量は次のとおり見込んでいる。

- ・工事件数 : 75件

（10月に実際に現場が稼働している必要があることから、過去の実績より150社（工事1件当たり2社）としている。）

※メール等の送付に要する時間は、工事1件当たり15分程度。また、工事件数は実績により設計変更の対象とする。

③ 一次審査までの問合せ等の対応

受注者は、労務費調査に関する電話等による問合せや、調査対象工事の元請業者及び下請業者からの調査票記入方法等に関する質問に対して回答を行い、問合せ対応記録簿（別紙－3）を作成し、発注者に提出する。

なお、作業量は次のとおり見込んでいる。

・問合せ対応及び対応記録作成：25件程度（過去の実績による）

※問合せ対応及び対応記録作成は、1件当たり20分程度。また、対応時間等に大幅な変動がない限り設計変更の対象としない。

①～③の作業量は、これまでの実績に基づき設定したものであり、大幅な乖離が生じた場合は協議により設計変更の対象とすることができる。なお、この場合、作業量が乖離したことがわかる資料を提出しなければならない。

(2) 書面調査、オンライン調査及び会場調査

各県土整備事務所管内別の調査工事件数は別表1のとおり予定しており、審査は11月に「公共事業労務費調査の手引き」に基づき、原則、書面調査及びオンライン調査として実施する。さらに、オンライン調査については全工事件数のうち5割以上実施すること。なお、対象業者から会場調査の希望がある場合は、会場調査を実施することとし、調査員を3名以上配置すること。

調査対象工事件数に変更が生じた場合は、設計変更の対象とするが、1工事当たりの調査対象業者（元請業者及び下請業者）数に変動があっても設計変更の対象とはしない。

受注者は、調査対象業者が提出又は調査会場に持参する賃金調査票、各種手当内訳票、臨時の給与年計票、補足調査票を「公共事業労務費調査の手引き」に記載の審査要領等に基づき個々に審査する。なお、調査対象業者に対しては発注者が、「調査票」、「公共事業労務費調査の手引き」を配付する。

※上記「調査票」及び「手引き」は国土交通省ホームページに掲載されるものによる。

(3) 補充調査

受注者は、発注者より指示があった場合、調査票等の記載内容について、調査票等を提出した調査対象業者の一部に対して、訪問調査又は電話による聞き取り等による補充調査を行う。

3 審査結果の整理

(1) 無効調査票の整理

受注者は、一次審査により無効となった調査票について、無効となった原因別に調査票数を整理する。

(2) 調査票の記入ミスの整理

受注者は、調査票の記入ミスの内容を記入項目毎に整理し、記入ミスの原因及び防止対策について整理する。

(3) 調査票等の電子化

受注者は、発注者の指示により調査票のデータを電子化するものとする。データの提出時期は11月末とする。

第4 再委託

1 受注者は、委託された業務の全部を一括して、又は発注者が設計図書において指定した主たる部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

2 受注者は、業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ発注者の承諾を得なければならない。ただし、発注者が設計図書において指定した軽微な業務を委任し、又は請け負わせようとするときは、発注者の承諾を

必要としない。なお、「軽微な業務」とは、コピー、印刷、製本、資料の収集・単純な集計及びデータ入力である。

- 3 受注者は、業務の一部を再委託する場合、書面により下請人との契約関係を明確にしておくとともに、下請人に対し適切な指導、管理を行い、当該業務を実施させなければならない。

なお、下請人は、徳島県物品購入等に係る指名停止措置要綱に基づく指名停止の措置の対象となっていない者、又は徳島県建設工事入札参加資格停止措置要綱に基づく入札参加資格停止の措置の対象となっていない者でなければならない。

第5 成果物

本調査の成果物は次のとおりとし、徳島県県土整備部建設管理課に提出するものとする。

○労務費調査

- | | |
|---------------------|---------|
| (1) 調査票の原本 | ・・・ 1 式 |
| (2) 調査票の写し | ・・・ 1 部 |
| (3) 調査票の記入ミスを整理した書類 | ・・・ 1 部 |
| (4) 調査票の電子データ | ・・・ 1 部 |
| (5) その他、発注者の指示する資料 | ・・・ 1 部 |

別表 1 各県土整備事務所別調査工事件数

事務所名	工事件数 (件)
徳島県土整備事務所 徳島市南末広町 6 - 3 6	1 5
徳島県土整備事務所鳴門支所 鳴門市撫養町立岩字七枚 1 2 8	8
吉野川県土整備事務所 吉野川市川島町宮島 7 3 6 - 1	8
阿南県土整備事務所 阿南市富岡町あ王谷 4 6	1 0
阿南県土整備事務所那賀支所 那賀郡那賀町吉野弥八かへ 6 4 - 1	8
美波県土整備事務所 海部郡美波町奥河内字弁才天 1 7 - 1	8
美馬県土整備事務所 美馬市脇町大字猪尻字建神社下南 7 3	8
三好県土整備事務所 三好市池田町マチ 2 4 1 5	1 0
合 計	7 5

土砂受入価格調査支援業務 仕様書

第1 業務内容

- 1 徳島県内にある建設発生土受入事業者（以下「事業者」という。）に対し、郵送、ファクシミリ、電子メール等により見積依頼等を行い、処分単価について調査を実施する。
- 2 見積様式については、別途指示することとし、見積書案について、事業者に依頼する前に、県担当者の確認を得なければならない。
- 3 見積依頼に当たっては誤送信防止のため、複数人で確認し、送付又は送信しなければならない。
- 4 調査結果報告については、別紙－4により報告することとする。
- 5 見積依頼先に提出を促しても回答が無い場合は、県担当者に報告し、対応を協議することとする。なお、処分単価の決定に当たっては、1日当たり10事業者程度を見込んでおり、実際の業務量が大幅に乖離する場合は、協議により設計変更の対象とすることができる。
- 6 打合せに係る費用については、公共事業労務費調査業務内に計上している。
- 7 再委託については、「公共事業労務費調査業務 仕様書」第4に記載のとおりとする。

第2 調査対象事業者

徳島県内の特定残土処分場の許可を受けている事業者等を対象とし、調査先については、別途指示することとする。調査対象事業者数に変更が生じた場合は、設計変更の対象とする。

第3 調査期間及び調査結果報告期限

調査対象期間は、令和9年1月10日～2月10日とし、別紙－4により調査結果を取りまとめ、令和9年2月26日までに担当者に電子メールにより報告しなければならない。

また、業務完了時の報告は、別紙－4に加え、事業者から提出された根拠資料を併せて報告することとする。

公共事業労務費調査（令和８年１０月調査） 対象企業名簿

元請企業名

□□組

担当者名

佐藤 一郎

電話番号

03-1234-5678

メール

satou@aaa.co.jp

発注機関名

徳島県

発注機関番号

360

工事名

〇〇工事

労務費調査工事番号

0001

対象企業名簿には今年度の労務費調査の対象企業（調査対象職種 5 1 職種を含む）のみ記入してください。

No	企業名	少数標本職種 3 8 職種の該当の有無	調査対象月 (自動入力)	元請・下請 の回数	書面調査または 会場調査への変更	調査票作成者連絡先（必須）			
						氏名	電話番号	メールアドレス	備考
例	〇〇株式会社	2:少数職種含まない	10月	1次下請		建設 太郎	012-3456-7890	kensetsu@aaa.co.jp	特になし
1	□□組	2:少数職種含まない	10月	元請		佐藤 一郎	03-1234-0000	satou@aaa.co.jp	
2	△△工業	2:少数職種含まない	10月	1次下請		鈴木 二郎	04-4321-0000	suzuki@aaa.co.jp	
3									
4									
5									
6									
7									
8									
9									
10									
11									
12									
13									
14									
15									
16									
17									
18									
19									
20									
21									
22									
23									
24									
25									
26									
27									
28									
29									
30									
31									
32									
33									
34									
35									
36									
37									
38									
39									
40									
41									
42									
43									
44									
45									
46									
47									
48									
49									
50									
51									
52									
53									
54									
55									
56									
57									
58									
59									
60									

プルダウンリストから選択してください。

- (名簿作成にあたっての留意事項)
- 元請企業は、本名簿と併せて**施工体系図**を忘れずに提出してください。
 - 調査対象職種（5 1 職種）は「表-1 調査対象職種一覧」をご確認ください。**
 - 調査対象職種（5 1 職種）がない企業は今年度の労務費調査の対象とならないため、記入しないでください。**
 - 現場代理人や技能実習生等は調査対象外のため、調査対象の技能者が在籍しない会社は記入しないでください。
(公共事業労務費調査の手引きP16「図-3-2 調査対象労働者と調査対象外労働者」参照)
 - 複数工事において調査対象となった場合は、手引きを参照し、調査票の提出が必要な工事でのみ必要事項を報告し、提出が不要となった工事では不要となった旨を報告してください。(他の発注機関で対象となった場合も同様)
(公共事業労務費調査の手引きP18「図-4-1 複数の調査対象工事に該当した場合の調査票の作成について」参照)
 - 9月（10月に従事してない38職種）や10月に稼働する技能労働者が在籍する会社のみを記入してください。**
 - いわゆる一人親方として働く方々も調査対象となります**ので、記入漏れがないようにしてください。
 - 交通誘導警備員等、下請企業が建設企業ではない場合も記入する必要があるため、ご注意ください。
 - 元請企業においても、調査対象工事に従事した直接雇用している技能労働者（51職種）がいる場合は、名簿に記入していただく必要があります。
 - 今年度はオンライン調査・書面調査を基本としておりますが、「オンライン調査から書面調査・会場調査」または「書面調査から会場調査」への変更を希望される場合は、本名簿の提出により受付となりますので、元請企業は、下請企業に対して忘れずに確認を行ってください。
 - 調査票作成者連絡先に記載いただく氏名、電話番号は、聞き取り調査の連絡先となりますので、対応できる担当者様の連絡先を記入してください。
なお、電話がつかない場合は、メールでご連絡させていただきますので、それぞれの連絡先についても記入をお願いいたします。
 - メールアドレスについては、フリーメール（Gmail、Yahoo!メール等）以外のアドレスの記載を推奨します。
(オンライン調査におけるシステム利用時に、システムから送信される通知メールを受信できない可能性があるため)
 - メールアドレスをお持ちでない方、インターネット環境が整っておらず書面調査を希望する方は、「備考」欄にFAX番号をご記入ください。
 - 本名簿で収集した個人情報は、公共事業労務費調査の有効性を確認する聞き取り調査を実施するために必要な情報であり、公共事業労務費調査の手引きP98「参考資料－ 5 公共事業労務費調査における個人情報の取り扱いについて」に則り適切に取り扱います。

表-1 調査対象職種一覧 *は少数標本職種38職種					
職種名	少数 職種	職種名	少数 職種	職種名	少数 職種
特殊作業員		さく岩工	*	左官	*
普通作業員		トンネル特殊工	*	配管工	
軽作業員		トンネル作業員	*	はつり工	*
造園工	*	トンネル世話役	*	防水工	*
法面工	*	橋りょう特殊工	*	板金工	*
とび工		橋りょう塗装工	*	タイル工	*
石工	*	橋りょう世話役	*	サッシ工	*
ブロック工	*	土木一般世話役		屋根ふき工	*
電工		高級船員	*	内装工	*
鉄筋工		普通船員	*	ガラス工	*
鉄骨工	*	潜水士	*	建具工	*
塗装工	*	潜水連絡員	*	ダクト工	*
溶接工	*	潜水送気員	*	保温工	*
運転手（特殊）		山林砂防工	*	建築ブロック工	*
運転手（一般）		軌道工	*	設備機械工	*
潜かん工	*	型わく工		交通誘導警備員 A	
潜かん世話役	*	大工	*	交通誘導警備員 B	

(別紙－２)

対象企業名簿受付簿

[illegible]

	書面調査・・・〇〇工事		元請対象会社数・・・〇〇件
	オンライン調査・・・〇〇工事	計〇〇工事	
	調査対象外・・・〇〇工事		下請対象会社数・・・〇〇件

問合せ対応記録簿

[illegible]

